

「電友会四国地方本部会則」

(組 織)

第1条 この会は、電友会の四国地域における地方組織とし、第5条に定める各支部の会員をもって構成する。

(名称・事務所)

第2条 この会は、電友会四国地方本部（略称：四国電友会）と称し、事務所を松山市一番町4丁目3番地 西日本電信電話株式会社愛媛支店内に置く。

(目 的)

第3条 この会は、会員相互の連絡親交を密にし、会員の生活安定・福祉の増進を図り併せて、日本電信電話株式会社並びにそのグループ会社（以下、NTT等という）の事業及び業務に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の連絡親交を密にし、会員の生活安定と福祉の増進を図るため必要な事項

- ① 会員の就職についての相談・斡旋
- ② 会報、会員名簿の塔の発行
- ③ サークル活動、レクリエーション活動等の実施
- ④ 懇親会、講演会等の開催
- ⑤ 各種研修会等の実施
- ⑥ 社会貢献活動
- ⑦ 慶祝及び敬弔
- ⑧ OBサロンに関すること
- ⑨ 年金、税制等に関すること
- ⑩ その他必要とする事項

(2) NTT等の事業及び業務に寄与するための必要な事項

- ① NTT等の事業及び業務に関する周知
- ② 地域社会への貢献活動、地域情報の提供
- ③ 各種行事等への積極的参加及び協力
- ④ NTT等からの業務の受託
- ⑤ NTT等が扱う商品の販売、各種サービスの利用促進等についての協力
- ⑥ その他必要な事項

2 NTT企業年金基金、NTT健康保険組合、(社)電気通信共済会、その他の関係機関との連絡協調

3 その他、この会の目的を達成するために必要とする事項。

(支 部)

第5条 この会に次の支部を置く。

愛媛県支部

香川県支部

徳島県支部

高知県支部

2 支部の規約、役員及び業務内容については、電友会会則の趣旨に従い、各支部において定める

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

理事 10名 (内1名は本部長、4名は副本部長、1名は事務局長を兼ねる)

会計監事 2名

- 2 前項の理事は、愛媛県支部から4名、その他の支部から各2名を選出するものとする。
- 3 本部長及び副本部長は、第7条に定める理事会において協議により選出する。
- 4 会計監事は、本部長の指名とする。

(理事会)

第7条 この会の運営に必要な事項を審議策定するため、第6条に定める理事によって理事会を構成する。

- 2 理事会は、毎年4回定例的に開催する。
ただし、特に審議を要する案件のないときは開催しない。
- 3 緊急に審議を要する案件が生じたときは、臨時に開催することができる。
- 4 理事会の議決は、第6条第1項に定める理事定数の3分の2以上の同意を必要とする。

(役員の仕事)

第8条 本部長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長の仕事を代行する。
- 3 理事は本部長の指示を受けて、会務を遂行する。
- 4 会計監事は、本会の会計を監査し総会に報告する。

(役員の任期)

第9条 本部長、副本部長、理事及び会計監事の任期は、改選の日から2年とする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 任期の途中において役員に更迭があった場合、後任者の任期は前任者の残存期間とする。
- 3 第1項の任期満了前に、諸般の事情で改選を行うことができなかったときは、3カ月を超えない範囲において、任期を自動的に延伸する。

(総会)

第10条 総会は、第6条の役員と、各支部から選出した代議員をもって構成する。

- 2 各支部から選出する代議員の数は、別に定める。
- 3 総会は、毎年1回本部長が招集する。

4 総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

(総会付議事項)

第11条 次の事項は、総会の議決を要する。

- (1) 毎年度の事業計画及び収支予算
 - (2) 会則の改正及びその他の重要と認められる事項
- 2 次の事項は、完了後の総会に報告しなければならない。
- (1) 毎年度の収支決算と、これに対する監査結果
 - (2) 毎年度の事業実施結果
 - (3) 役員人事

(顧問)

第12条 この会の円滑な運営に資するため、顧問を委嘱することができる。

(事務局)

第13条 この会の会計を担当し、平常の業務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局長は、本部長の指名とする。
- 3 事務局長は、理事会又は総会に出席して、業務の処理状況の説明を行うこととする。

(会費等)

第14条 この会の経費は、電友会本部からの運営補助費、支部の会員の納付する会費、この会の活動により生ずる収益及び寄附金等をもってこれに充てる。

- 2 会費の額は、各支部の定めるところによる。

(慶弔等)

第15条 この会において次の場合には、慶弔又は感謝の意を表することができる。

- (1) 各支部の会員が米寿、白寿等にあたる場合、ただし、総会当日会員である者
- (2) 各支部の会員の慶弔につき必要と認める場合
- (3) この会に対し功労のあった者で、理事会の決議を経た者
- (4) その他、本部長において必要と認めるとき

- 2 前項(2)、(4)については、事後早い時期の理事会に報告するものとする。

- 3 贈与額等は、別に定める内規による。

(会計年度)

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(付 則)

この会則は、平成4年4月1日から実施する。

この会則は、平成9年4月1日から改正実施する。(途中の一部改正は省略)

この会則は、2019年5月8日から改正実施する。